(2)　スポーツは、障害者基本法、男女共同参画社会基本法、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをすることのないよう推進されなければならない旨、また、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない旨を追加することとした。（第二条第八項関係）

(二)　スポーツは、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現することを旨として推進されなければならない旨を追加することとした。（第二条第一項関係）

(三)　スポーツは、地域振興に資するよう推進されなければならない旨を追加することとした。（第二条第三項関係）

(四)　スポーツは、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない旨を追加することとした。（第二条第四項関係）

(五)　スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない旨を追加することとした。（第二条第五項関係）

(六)　国際的な規模のスポーツの競技会の例示として、「デフリンピック競技大会」及び「スペシャルオリンピックス世界大会」を追加することとした。（第二条第六項関係）

3　スポーツ団体の努力等

(一)　スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとすることとした。（第五条新第二項関係）

(二)　国等が連携を図る関係者として、スポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者を明記することとした。（第七条関係）

4　地方スポーツ推進計画について、都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨を明記するとともに、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨を追加することとした。（第一〇条第一項及び新第二項関係）

5　基本的施策

(一)　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(1)　スポーツ施設の整備等

イ　国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとすることとした。（第一二条新第三項関係）

ロ　国及び地方公共団体は、スポーツ事故の防止等について、スポーツの実施のための環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を追加するとともに、当該措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない旨を追加することとした。（第一四条関係）

(2)　スポーツに関する諸科学の例示として、「薬学、栄養学、法学、経済学、社会学、倫理学及び教育学」を追加することとした。（第一六条第一項関係）

(3)　スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備等

イ　国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとすることとした。（新第一六条の二第一項関係）

ロ　地方公共団体は、イの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとすることとした。（新第一六条の二第二項関係）

ハ　スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めるものとすることとした。（新第一六条の二第三項関係）

(4)　発達段階に応じたスポーツの推進等

イ　国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（新第一六条の三関係）

ロ　中学校等の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保

(イ)　地方公共団体は、中学校等の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校等の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校等の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、地域スポーツクラブその他の団体との緊密な連携の下に、中学校等の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととした。（新第一七条の二第一項関係）

(ロ)　国は、地方公共団体に対し、(イ)の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとすることとした。（新第一七条の二第二項関係）

ハ　国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校等の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校等の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（新第一七条の三関係）

ニ　国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとすることとした。（新第一七条の四関係）

(5)　スポーツ産業の事業者が果たす役割の明示等

イ　スポーツ産業の事業者が果たす役割に「スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興」を追加することとした。（第一八条関係）

ロ　国は、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携等の施策を講ずるものとする旨を追加することとした。（第一八条関係）

(二)　多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(1)　国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととした。（新第二一条の二関係）